

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習開催ご案内 (茨城労働局長登録教習機関登録番号1-15 登録満了日令和11年3月30日)

労働安全衛生法により、特定化学物質及び四アルキル鉛等を製造し、又は取扱う作業には、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、各特定化学物質及び四アルキル鉛等作業場毎に配置し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他労働省令で定める事項を行わせなければなりません。つきましては標記講習を下記により実施いたしますので、該当者の受講に対し、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 講習日時 令和7年10月30日(木) 9:00～16:45
令和7年10月31日(金) 9:00～17:15
2. 講習会場 日立シビックセンター マーブル会議室(地下)

日立市幸町 1-21-1 日立シビックセンター前 新都市広場内
 日立駅中央口より徒歩約3分、開館は午前8時30分です
3. 受講料及びテキスト代

1名につき	受講料	12,100円(税込)
	テキスト	1,980円(税込)
	合計	14,080円(税込)
4. 申込方法 **電話にて受講人数を予約の上**、別紙受講申込書に写真(3.0cm×2.4cm、コピー不可、カラー、無背景、脱帽)を貼付し、受講料及びテキスト代を添え、お申込み下さい。(予約した方で、申込締切日を過ぎてもお申込みをしていない場合はキャンセルとみなします。)
 尚、テキストはご本人に当日お渡し致します。
 ・申込先 (一社)日立労働基準協会
 (〒317-0073 日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所会館 1階 TEL0294-23-3431)
 ・会員事業場と非会員事業場の取扱い
 〈会員事業場〉受講料及びテキスト代を銀行振込み希望の場合は、協会発行の請求書到着後に指定口座へ振込んで下さい。
※銀行振込をされた場合、領収書の発行はできかねますので、ご了承ください。
 〈非会員事業場〉申込期限までに持参又は現金書留にてお願いします。
5. 申込期限 10月16日(木) **(締切日必着)**
(ただし定員に達した場合は期限前でも締め切ります。)
6. 定員 80名
7. 申込書本人確認
講習初日に下記のいずれかの確認書類を持参してください。書類の提示がない場合は合格しても修了証は発行できない旨ご了承ください。
確認書類(原本)―自動車運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カード、マイナンバーカード
※健康保険証、パスポートについては現住所の確認できる書類(公共料金支払い書類等)も持参
8. 修了証交付 全科目を修了し試験に合格した方には、後日、修了証を交付します。
修了証を送付希望の場合は簡易書留にてお送りいたしますので、申込書に返信用封筒(400円分の切手を貼付し宛先を記入したもの)を添えてお申込み下さい。
9. その他
 - ①試験はマークシート方式ですので、HBエンピツ・消しゴムをご用意下さい。
 - ②申込締切後に申込みを取り消されても受講料はお返しできません。
 - ③お車でお出でになる方は、会場に駐車場がありませんので、ご了承ください。どうしてもお車を使用の場合は、自費にて有料駐車場をご利用下さい。
 - ④全館禁煙です。
 - ⑤申込書不足の時はコピーしてご使用下さい。規格外の申込用紙は使用しないで下さい。